

愛知県中小学校体育連盟東三河支部規約

- 第1条 本支部は愛知県中小学校体育連盟東三河支部と称し、事務局を理事長在任の支所内におく。
- 第2条 本支部は、豊橋、豊川、蒲郡、田原、新城、北設各支所の連合体をもって組織する。
- 第3条 本支部は、中小学校体育全般の振興を図ることを目的とし、次の事業を行う。
1. 中学校生徒の体育大会の開催
2. 学校体育研究会、練習会の開催
3. その他本連盟の目的達成に必要な事業
- 第4条 本支部に次の役職員をおく。
支部長 1名 副支部長 若干名 理事長 1名 副理事長 1名
理事 若干名（内若干名を常任理事とする）
会計 1名 監事 2名
- 第5条 支部長は、評議員会の決議により決定され、本支部を代表し、本支部の事務を総理する。
- 第6条 副支部長は、評議員会の決議により決定され、支部長を補佐し、支部長に事故の生じた場合はその職務を代理する。
- 第7条 理事長・副理事長は、理事会の決議により決定され、支部長の指示を受けて本支部の事務を執行する。なお、副理事長は理事長の職務を代理できる。
- 第8条 理事は、種目別運動部代表、支所主事の内より評議員会の決議により決定され、本支部の運営にあたる。
- 第9条 常任理事は、理事会の推薦により決定され、本支部の緊急事務ならびに理事会により委任された事項を処理する。
- 第10条 評議員は、各支所より3名選出する。但し、支部長は評議員をかねない。評議員会は本支部の予算、決算ならびに重要事項を審議する。
- 第11条 会計および監事は、評議員の内より選出する。
- 第12条 本支部に顧問をおくことができる。顧問は支部長の諮問に応ずる。
- 第13条 役員の任期は1か年とする。但し、再任を妨げない。
- 第14条 本支部に各種目別運動部をおく。各部の設置廃止は評議員会の決議による。運動部に関する事項は別に定める。
- 第15条 本支部の経費は、次にかかげるものをもって支弁する。
1. 会費 2. 補助金 3. 寄付金 4. その他の収入
- 第16条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第17条 本支部の規約の履行に関して必要な規則および規約の改善は評議員会の決議による。
- 付記 「この規約は昭和43年4月改訂」「昭和56年3月改訂」「平成5年5月改訂」
「平成18年2月改訂」「平成20年2月改訂」「平成22年5月改訂」

運動部に関する規定

- 第1条 本支部規約第14条による運動部に関する事項は本規定によって定める。
- 第2条 運動部は、運動種目別に組織する。
- 第3条 本支部規約第14条に規定する種目別運動部は次の14種目とする。
1 陸上競技 2 水泳競技 3 軟式野球 4 ソフトボール
5 バレーボール 6 ソフトテニス 7 サッカー 8 卓球
9 ハンドボール 10 バスケットボール 11 柔道 12 剣道
13 弓道 14 バドミントン
- 第4条 各運動部は、概ね次の事項を掌理する。
1. 大会事業に関する事項
(1) 各競技実施要項案作成
(2) 各競技実施に関すること
・ 競技役員委嘱事務 ・ 組合せ ・ 競技運営 ・ 成績記録と反省

- 2.各競技別審判技術講習会に関する事項
3.その他理事会から委任された事項
- 第5条 各運動部は、次の役員をもって構成する。
部長 副部長 委員 会場責任者（校長）
- 第6条 各運動部の部長（校長）は校長会の推薦により、副部長はその部の推薦によって選出し、支部長が委嘱する。
- 第7条 各運動部の部長はその部を代表し、部の運営にあたる。副部長は部長を補佐し、部長に事故のあるときはその職務を代行する。委員はその部の活動を推進し、関係運動種目の振興に協力する。
- 第8条 各運動部は、必要に応じ支部長がこれを招集し、理事会により委任された事項を執行する。
- 第9条 大会会場が複数になる種目は、会場責任者（校長）を置き、支部長が委嘱する。
付記 「この規定は昭和56年3月改訂」「平成4年5月改訂」「平成11年5月改訂」
「平成17年2月改訂」「平成20年2月改訂」「平成28年2月改訂」
「令和7年2月改訂」

愛知県中小学校体育連盟東三河支部規約に関する内規（平成5年5月）

- 第1条 本支部規約第4条に規定する役職員の数および第8条に規定する理事の選出を次のように定める。
支部長 1名 副支部長 6名
理事長 1名 副理事長 1名
常任理事 9名
理事 36名
教育事務所・支所主事 8名
運動部代表 28名（各運動部の部長1・副部長1）
会計 1名（常任理事から1名）
監事 2名（評議員の校長代表2名）
- 第2条 本支部規約第12条に規定する顧問は次のように定める。
顧問 10名（各支所の市教育長、代表教育長 6名）
（東三河教育事務所長 1名）
（東三河教育事務所次長、新城設楽支所長
新城設楽支所設楽教育指導室長 3名）
- 第3条 本支部規約第5、6、7条に規定する支部長、副支部長、理事長は次のように定める。
1.支部長は校長会に委任して選出する。
2.副支部長は各支所を代表する者をあてる。
3.理事長・副理事長は常任理事から選出する。
- 第4条 本支部規約第9条に規定する常任理事は次のように定める。
常任理事9名（各教育事務所および支所主事をあてる。）
- 第5条 本支部規約第10条に規定する評議員3名は次のように定める。
各支所毎に校長 1名、教諭（教頭） 1名、主事（教諭） 1名
- 第6条 本支部規約第10条に規定する重要事項を次のように定める。
1.規約の改廃に関すること
2.細則、規定等本支部の基本事項に関すること
3.会費決定に関すること
4.新規事業に関すること
5.その他支部長が重要事項と認めたこと
- 第7条 校長会に委任して選出する役員は次のとおりである。
支部長 1名 各運動部長 15名 監事 2名 会場責任者（校長）
付記 「この内規は平成14年5月改訂」「平成17年2月改訂」「平成18年5月改訂」
「平成20年2月改訂」「平成28年2月改訂」「令和7年2月改訂」